⑵　前号について、第３条第１項第８号又は第９号で定める氏名又は名称に「製造」と付記して表示している場合は、この限りではない。	⑵　前号のいずれかに該当する表示がされているものについては、「国産」又は「日本製」と明示すること。ただし、事業者の氏名に「製造者」と付記して表示している場合は、この限りではない。
（事故品を取替える旨等）	（事故品を取替える旨等）
第５条　事業者は、チューインガムの容器包装に、事故品を取替える旨をできるだけ表示するよう努めるものとする。	**第５条**　事業者は、チユーインガムの容器又は包装に、事故品を取替える旨を、できるだけ表示するよう努めるものとする。
２　事業者は、チューインガムについて、小売店等流通段階における取扱上の注意事項を表示するよう努めるものとする。	２　事業者は、チユーインガムについて、小売店等流通段階における取扱上の注意事項を表示するよう努めるものとする。
（その他の表示事項等）	（その他の表示事項等）
第６条　全国チューインガム業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第１条の目的を達成するため特に必要がある場合は、第３条、第４条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を施行規則により定めることができる。	**第６条**　公正取引協議会は、第１条の目的を達成するため特に必要がある場合は、第３条、第４条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を施行規則により定めることができる。
（不当表示の禁止）	（不当表示の禁止）
第７条　事業者は、チューインガムの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。	**第７条**　事業者は、チユーインガムの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
⑴　チューインガムでないものがチューインガムであると誤認されるおそれがある表示	⑴　チユーインガムでないものがチユーインガムであると誤認されるおそれのある表示
⑵　（略）	⑵　（略）
⑶　チューインガムが保健、衛生上医薬的な効果、効用があると誤認されるおそれがある表示	⑶　チユーインガムが保健、衛生上医薬的な効果、効用があると誤認されるおそれがある表示
⑷　他の事業者のチューインガムを中傷し又は誹謗する表示	⑷　他の事業者のチユーインガムを中傷し又は誹謗する表示
⑸　内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて、過大な容器包装を用いること	⑸　内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて、過大な容器又は包装を用いること。
⑹　賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示	⑹　賞でないものが賞であると誤認されるおそれのある表示
⑺　自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該チューインガムについて受けたものであると誤認されるおそれがある表示	⑺　自己の取扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該チユーインガムについて受けたものであると誤認されるおそれがある表示
⑻　（略）	⑻　（略）
⑼　食品表示基準第９条に規定されるもの	⑼　その他チユーインガムの内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑽　前各号に掲げるもののほか、チューインガムの内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示	（公正取引協議会の事業）
（公正取引協議会の事業）	**第８条**　公正取引協議会（チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約第４条に規定する全国チューインガム業公正取引協議会をいう。以下同じ。）が、この規約の施行のために行う事業は、次のとおりである。
第８条　公正取引協議会がこの規約の施行のために行う事業は、次のとおりである。	⑴～⑺　（略）
⑴～⑺　（略）	（違反に対する調査）
（違反に対する調査）	**第９条**　（略）
第９条　（略）	２　（略）
２　（略）	３　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない構成事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは５万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。
３　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない構成事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは５万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。	（違反に対する措置）
（違反に対する措置）	**第10条**　公正取引協議会は、前条第１項に規定する違反行為があると認めるときは、その違反行為を行つた構成事業者に対し、その違反行為を排除すべき旨及びその違反行為と同様又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもつて警告することができる。
第10条　公正取引協議会は、前条第１項に規定する違反行為があると認めるときは、その違反行為を行った構成事業者に対し、その違反行為を排除すべき旨及びその違反行為と同様又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告することができる。	２　（略）
２　（略）	３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。
３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	（施行規則）
（施行規則）	**第11条**　（略）
第11条　（略）	２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。
２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	